

## 下関海響マラソン公式ロゴマーク利用規程

### 1 目的

この規程は、下関海響マラソン公式ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）を適正に活用することにより、下関海響マラソンを効果的にアピールすることを目的とする。

### 2 ロゴマークの形状、配色等

- (1) ロゴマークは別記1に掲げるものとする。
- (2) ロゴマークは開催回、開催日等のロゴと組み合わせて利用することができる。
- (3) 色彩、レイアウトについては別添「下関海響マラソン」ロゴマークに関する印刷マニュアルを遵守するものとする。

### 3 利用手続き

ロゴマークを利用しようとする者は、下関海響マラソン実行委員会に下関海響マラソン公式ロゴマーク利用許可申請書を提出しなければならない。

### 4 利用上の遵守事項

ロゴマークを利用するときは、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 次の場合には利用してはならない。
  - ア. 個人、団体のマーク又は商標として独占的に利用する場合
  - イ. 政治、宗教、思想等の活動に利用しようとする場合
  - ウ. 法令及び公序良俗に反し、又はその恐れがある場合
  - エ. 下関海響マラソンのイメージを損なう恐れがある場合
  - オ. ロゴマークのイメージを損なうような展開又は応用をする場合
  - カ. 上記のほか、利用の継続が不相当であると下関海響マラソン実行委員会が判断した場合。
- (2) ロゴマークを利用した資材等に関する一切の責任は利用者が負う。

## 5 許可書

下関海響マラソン実行委員会は、ロゴマーク利用を許可するときは、下関海響マラソン公式ロゴマーク利用許可書を申請者に交付する。

## 6 その他

この規程に定めるものの他、必要な事項は別に定める。

## 7 施行期日

この規程は、平成20年6月2日から施行する。

